



川崎南支部だより

第524号 (令和2年1月発行)

発行者
(公社)神奈川労務安全衛生協会
川崎南支部
川崎区榎町5-13小林ビル101
電話 044-221-9082
FAX 044-221-9083
E-mail kawaminami@roaneikyo.or.jp
編集 広報委員会



「～箱根より望む富士山～」

撮影 大京建機株式会社 菅原 中将

新年明けましておめでとうございます。 (公社)神奈川労務安全衛生協会
川崎南支部 支部長

柳 昭彦



令和2年の新しい年を迎えるにあたり、会員の皆様に謹んで新春のお慶びを申し上げます。
旧年中は、当支部の運営に関し行政の皆様、また会員の皆様のご理解とご協力により、
計画した事業を無事推進することができましたことに、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は平成の時代が終わり新しい年号「令和」を迎える節目の年でしたが、巨
大台風により、東日本の広い範囲で暴風雨や土砂災害などの甚大な被害が生じました。被災された方々に
心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。京浜地区においても冠水
や強風による被害から一部操業停止に至る企業もあり事業の継続性が脅かされる経験を致しましたが幸い
にも人的被害はありませんでした。

これまでの想定を超える自然現象が発生している昨今、自然災害対策は一企業だけでは解決が難しく
なってきており、日々情報を収集し最適なリスク評価と対策を検討すると共に近隣の企業や地域社会、行政
とも連携した高レベルの安全を構築・維持していくことが今後も我々にとっての最重要課題であると再
認識させられた年がありました。

また、昨年は2018年度を初年度とした第13次労働災害防止推進計画の2年目でしたが県内では死亡者数は
減少したものの、休業4日以上の死傷者数は目標水準を超え依然、増加し高止まり状況となっております。

当支部では、会員事業所皆様にご尽力を頂き死亡者数は大きく減少したものの休業4日以上の死傷者数
は前年度を上回り極めて厳しい状況と言わざるを得ません。

この様な状況を踏まえ、本年度は災害が幾らか減ればよいとする消極的な考えではなく厳しく「一切の
労働災害を許さず」との強い信念のもと職場の誰一人も絶対にケガさせない人間の基本理念に基づき「労
働災害ゼロ」を目指します。

皆様のご協力を得ながら現場力を強化し、働き方改革を推し進めながら明るく健康で楽しい快適な職場
を目指し本年度も活動してまいります。

尚一層のご尽力を頂きたくお願い申し上げます。

川崎南支部としましても、関係行政機関のご指導と会員の皆様のご支援を頂きながら安全衛生管理諸事
業が一層効果的に実施できますよう努力してまいります。

最後になりますが、会員の皆様の益々のご繁栄、ご健康と無事故・無災害を祈念し新年の挨拶とさせて
頂きます。

新年を迎えて

川崎南労働基準監督署 署長 鹿島 俊樹



令和2年の新春を迎えるにあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。また、神奈川労務安全衛
生協会川崎南支部の皆さまには、日ごろから当署の業務に多大なるご協力をいただき、厚
く御礼申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための労働基準法などの改正法令が昨年4月から施行され

ていますが、本年4月からは時間外労働時間の上限規制が中小企業にも適用されることになります。労働局と労働基準監督署では、遅くとも本年3月まではこの上限規制の具体的な内容をすべての事業主の方や労務担当者の方にご理解いただくために、講習会の開催や事業場訪問などの周知活動に全力を挙げて取り組んでいるところです。

一方の重点課題である労働災害防止については、当署では、2018年から2022年までを計画期間とする第13次労働災害防止推進計画により、管内で発生する死傷災害を計画期間内に5%以上減少させることなどを目標として取り組んでいます。残念ながら、昨年までの実績では、災害発生件数は基準年である2017年を上回る件数で推移している状況ですが、計画の中間年である本年には、災害の発生が減少に転じるよう、事業場への訪問、講習会などの対策を強化することといたします。

紙幅に限りがありますのですべてを挙げることはできませんが、仕事を原因とする精神疾患や長時間労働などを原因とする脳心臓疾患の防止、フルハーネス型の墜落制止器具を使用することを原則とする政省令改正の周知、ストレスチェックや化学物質のリスクアセスメントの適切な実施体制の定着等、皆さまのご協力をいただいて労働基準監督署が取り組まなければならない重要課題は山積していますので、本年も、昨年同様のご協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。

最後になりましたが、神奈川労務安全衛生協会川崎南支部会員事業場の益々のご発展と本年の皆さまのご多幸を祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。

～令和2年に予定されている労働関係法制の動き～

※令和2年4月1日～

働き方改革関連法に関するもの

◎パートタイム・有期雇用労働法施行（中小企業の適用は令和3年4月1日）

正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差が禁止されます。

《問い合わせ先》：神奈川労働局雇用環境・均等部 Tel 045-211-7380
神奈川働き方改革推進支援センター Tel 0120-910-090

◎時間外労働の上限規制

大企業と同様に中小企業についても、時間外労働の上限について月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも、年720時間単月100時間未満（休日労働を含む）、複数月平均80時間（休日労働を含む）を限度に設定する必要があります。月45時間を超えることができる年6回までです。

《問い合わせ先》：川崎南労働基準監督署 Tel 044-244-1271
神奈川働き方改革推進支援センター Tel 0120-910-090

※令和2年6月予定

労働施策総合推進法施行(New!)

職場におけるパワーハラスマント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。中小企業は令和4年3月31日までは努力義務となります。

《問い合わせ先》：神奈川労働局雇用環境・均等部 Tel 045-211-7380

～川崎南労働基準監督署からのお知らせ～

健康診断の結果報告書等の提出はお済みですか

事業者は、労働者に対して必要な健康診断等を実施する必要があります。定期健康診断及び「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」は常時50人以上の事業場、他の健康診断は事業場の人数にかかわりなく、健康診断実施後遅滞なく（じん肺法に基づくじん肺健康管理の実施状況については、前年の管理状況を2月末日まで）、所轄労働基準監督署長あてに提出することが法令で義務付けられています。

当署では、定期的に健康診断実施結果報告書または管理状況報告等の提出状況を確認していますので、各事業場におかれましても、令和元年に実施した健康診断等について提出漏れがないことを確認していただくようお願いします。

安全衛生優良企業 は労働者の安全や健康を守る企業の証です

労働者が安全・健康に働くことができる環境を作ることは、企業にとって不可欠です。
労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、ベストな労働環境を目指して
安全衛生優良企業認定を受けませんか？



安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。
この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過労労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。



《問い合わせ先》：神奈川労働局労働基準部健康課
TEL 045-211-7353

川崎南支部行事予定

開催日	曜日	開催時間	内 容	開催場所	募集人員
令和2年1月23日	木	10:00	安全管理者選任時研修	川崎市教育文化会館	80名
1月24日	金	10:00			
1月29日	水	12:45	安全祈願祭	稻毛神社	役員
〃	〃	13:45	経営者セミナー	川崎日航ホテル	80名
〃	〃	17:15	新年賀詞交換会	川崎日航ホテル	100名
2月6日	木	13:30	安全配慮義務研修会		80名
2月7日	金	13:30	健康保持増進研修会	川崎市労働会館	50名
3月3日	火	9:25			
3月4日	水	9:15	職長教育	双輪荘（日本冶金工業㈱）	50名

Colors, Future!
川崎市

進めていますか？職場の受動喫煙防止対策！

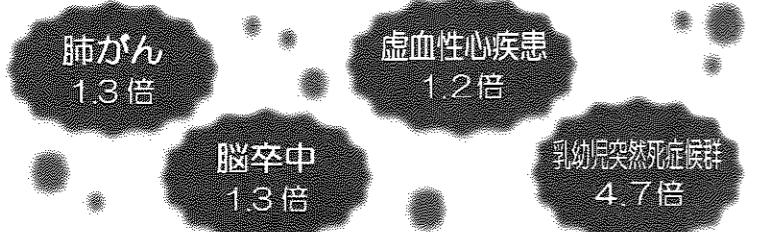
2018年7月、改正健康増進法が成立しました。

これにより、多数の者が利用する施設などの受動喫煙防止対策が強化され、全面施行となる2020年4月1日以降は、義務違反者には50万円以下の過料が科されることになりました。2020年全面施行の改正健康増進法にあわせ、職場の受動喫煙防止対策を進めましょう！

たばこが奪う従業員の健康

受動喫煙とは、人が他人のたばこの煙にさらされることをいいます。たばこの煙には、喫煙者本人が吸いこむ主流煙と、たばこから直接出る煙である副流煙、さらに喫煙者が吐き出す呼出煙があります。この中でも副流煙は、フィルターを通しておらず燃焼温度が低いことから、より多くの発がん性物質、ニコチンなどの有害物質を含んでおり、特に身体への影響が大きいとされています。

受動喫煙によりこんなにも病気のリスクが高まります



出典「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」(国立がん研究センターがん情報サービス)



画像提供：東京都

改正健康増進法により事業所は原則屋内禁煙になります

改正健康増進法では、学校・病院などを除いた多数の者が利用する施設のほとんどを「第二種施設」として規定し、原則屋内禁煙の取扱いとしています。事業所や商業施設などは、この第二種施設に含まれます。

第二種施設では、法律に定められた要件（※）を満たす喫煙専用室以外は、屋内は全て禁煙となります。全面施行後の2020年4月以降は、違反する施設等の管理権原者等（施設の管理について権原を有する者及び施設の管理者のこと）には、50万円以下の過料が科されます。

あなたの職場は、法律違反の状態になっていませんか？お早めにご対応ください。

(※)喫煙室の要件

- 屋内又は内部の場所の一部の場所であること
- 以下の「たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準」を満たしていること
 - ① 出入口における室外から室内への風速が0.2m/秒以上であること
 - ② 壁、天井等によって区画されていること
 - ③ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること
- 喫煙室とその施設等出入口に標識を掲示していること

厚生労働省では、喫煙室設置の費用助成を行っています。

厚生労働省では、一定の基準を満たした喫煙室の設置に対して、費用助成（受動喫煙防止対策助成金）を行っています。あなたの職場が対象になるかなど、詳細は国のホームページをご確認ください。

従業員の禁煙支援

禁煙希望者に対する禁煙サポートを行うことも従業員の健康増進になり、受動喫煙防止対策にとっても効果的です。企業でできることとして、健康保険組合と連携し、禁煙治療にかかる費用の助成などを検討してみてはいかがでしょうか。また、費用助成が予算的に難しい場合には、職場での講習会の開催や、毎月1日、職場で禁煙デーを設けるなど、できることから取り組むことが大切です。



お問い合わせ先：川崎市健康福祉局保健所健康増進課

電話：044-200-0155 Eメール：40kenko@city.kawasaki.jp

川崎市労働災害防止研究集会

昨年10月31日（木）、川崎市役所第4庁舎において、川崎市労働災害防止研究集会（川崎市主催、川崎南・北労働基準監督署、（公社）神奈川労務安全衛生協会川北・川崎南支部等の市内消防団体の協賛）が開催されました。

この研究集会は、川崎市内の事業所の心身の健康づくりや環境づくり等を含め、労働災害をなくすことを目的に毎年開催され、川崎市が独自に実施しており全国でもめずらしいもので、今年で55回目を迎えました。

川崎市の経済労働局長の開会挨拶に引き続き、第1講演会では、「労働災害を防止するための取組～安全衛生教育は事業者から社員まで実施～」と題して、安全衛生・メンタルサポート オフィス HOSAKA の代表 保坂 雅明氏が講演されました。

講師の神奈川労働局長委嘱労災防止指導員時代の経験を踏まえ、安全衛生の基礎知識や法のしくみ、災害事例とその災害の根本的な原因の紹介に始まり、災害ゼロから危険ゼロに向か、【全員参加型教育】=企業に働くすべての人に教育が必要だという事を強調され、安全レベルの



労働災害防止標語の最優秀作品賞を受賞された味の素食品（株）の瀬尾清信さん（福田市長の左）

向上を持続するために知識が必要なので、教育を繰り返し行うことがいかに大切な学ぶ良い講演でした。

第2講演会では、「障がい者雇用に対する課題と労働災害」と題して、社会福祉法人電機神奈川福祉センター（川崎市わーくす大師・中部地域就労援助センター）のセンター長 村田 謙造氏が講演されました。

センターでは、就職を目指しているため、品質向上や効率化のため手順や治具を開発し、在庫管理やスケジュール管理もしている。全員で意識の共有化や教育にも工夫をするなど、取り組みをされているということです。

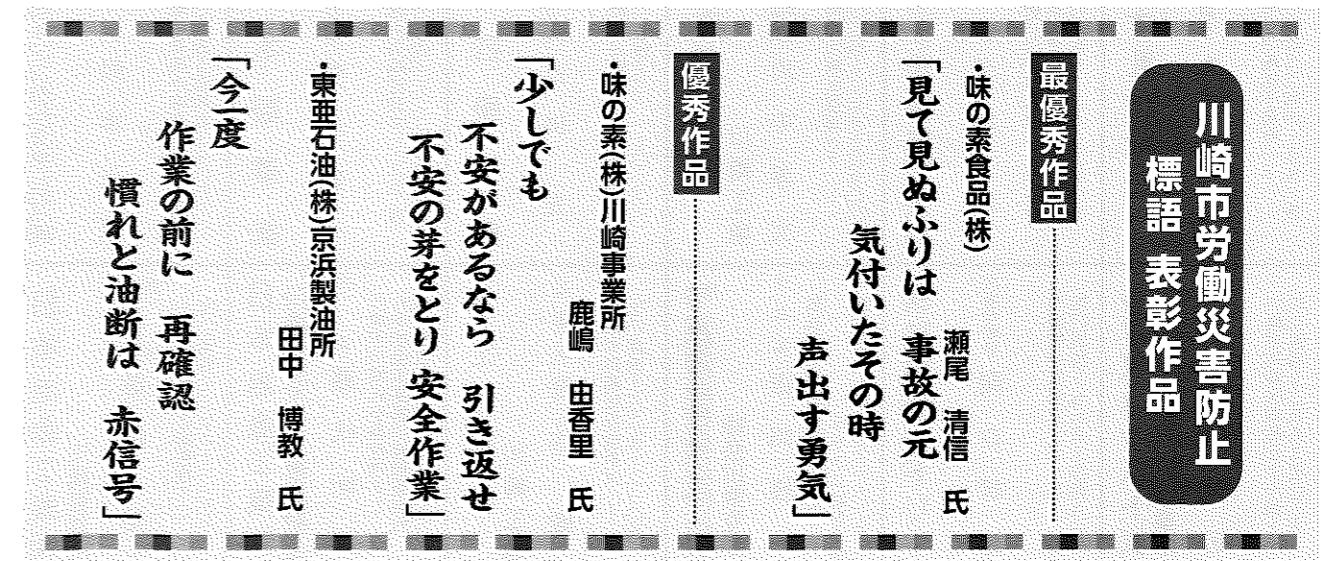
事例発表会があり、川崎南監督署が推薦された五洋建設（株）東京建築支店 矢向建築工事事務所 所長の中野 秀和氏が、川崎市長から表彰されました。

幸区の新川崎エリアで今年度の神奈川労働局の優良賞を受賞されました。内容は、元請と協力会社が一体となって取り組んだ安全衛生活動の紹介で、協力会社の安全衛生への取組として、段階的・階層的なリスクアセスメントの実施、現場運営における創意工夫を行うなど作業員の意識を高めるための取組を説明していただきました。

団体・個人の表彰式があり、川崎南監督署の推薦では、事例発表を行った五洋建設（株）東京建築支店 矢向建築工事事務所 所長の中野 秀和氏が、川崎市長から表彰されました。

また川崎市労働災害防止標語入選作品の部では、応募総数8,775点の中から川崎南支部の会員事業所である味の素食品（株）の瀬尾 清信さんが最優秀作品賞を受賞されました。

研究集会の最後には、主催者である川崎市の福田市長、協賛団体を代表して川崎南労働基準監督署の鹿島署長が閉会の挨拶をされました。



<p>謹賀新年</p> <p>見て見ぬふりは 気付いたその時 事故の元 声出す勇気</p> <p>(令和元年度川崎市労働災害防止最優秀標語)</p>	
<p>川崎日航木テル</p> <p>川崎市川崎区日進町一番地 TEL〇四四一〇四四一五九四一</p> <p>總支配人 山口祐一</p>	<p>JFEプリントエンジ(株)</p> <p>京浜事業所</p> <p>川崎市川崎区池上新町三一四一三 TEL〇四四一三二二一七四八</p> <p>事執行役員 牧野高大</p>
<p>川崎労務管理協会</p> <p>川崎市川崎区駅前本町十一一二 TEL〇四四一二一一六五三</p> <p>会長 井口年英</p>	<p>品川リフラクトリー(株)</p> <p>京浜事業所</p> <p>川崎市川崎区扇島一〇一 TEL〇四四一二八七一九八七七</p> <p>事業所長 長岡博</p>
<p>川崎運送(株)</p> <p>川崎市川崎区元木一十五一十一 TEL〇四四一〇四四一一一五一</p> <p>代表取締役 高橋浩治</p>	<p>昭和電工川崎安全衛生協力会</p> <p>川崎市川崎区扇町五一一 TEL〇四四一三三四四一三四一六</p> <p>会長 細谷重徳</p>
<p>港湾貨物運送事業労働災害防止協会</p> <p>川崎市川崎区東扇島三八一 TEL〇四四一二八七一六〇九二</p> <p>支部長 三田久</p>	<p>太陽日酸(株)</p> <p>川崎市川崎区扇町五一一 TEL〇四四一三三四四一三四一六</p> <p>会長 細谷重徳</p>
<p>花王(株) 川崎工場</p> <p>川崎市川崎区浮島町一一一 TEL〇四四一〇二六六一三三三三二</p> <p>工場長 奥村正秀</p>	<p>日本ゼオン(株)川崎工場安全協力会</p> <p>川崎市川崎区夜光一一二一 TEL〇四四一二八八一三七〇九</p> <p>会長 手塚治</p>
<p>川崎運送(株)</p> <p>川崎市川崎区幸区大宮町十四一四 TEL〇四四一五四五四一六一〇五</p> <p>代表取締役 深谷彰宏</p>	<p>太陽日酸(株)</p> <p>川崎市川崎区扇町五一一 TEL〇四四一三三四四一三四一六</p> <p>会長 細谷重徳</p>
<p>コマツ教習所(株)</p> <p>川崎市川崎区中瀬三一一〇一 TEL〇四四一二八七一二〇七一</p> <p>所長 合田耕治</p>	<p>日本ゼオン(株)川崎工場</p> <p>川崎市川崎区小川町十九一 TEL〇四四一二二一〇三三二</p> <p>執行役員 川中孝文</p>
<p>東亜石油(株) 京浜製油所</p> <p>川崎市川崎区水江町三一三 TEL〇四四一二八〇一一五八七</p> <p>所取締役 枝昭彦</p>	<p>太陽日酸(株)</p> <p>川崎市川崎区扇町五一一 TEL〇四四一三三四四一三四一六</p> <p>会長 細谷重徳</p>
<p>日本乳化剤(株)</p> <p>川崎市川崎区千鳥町一一一 TEL〇四四一〇二六六一八九一四</p> <p>常務取締役 丸山博秀</p>	<p>日本ゼオン(株)川崎工場</p> <p>川崎市川崎区夜光一一二一 TEL〇四四一二八八一三七〇九</p> <p>会長 手塚治</p>
<p>レイズネクスト(株)</p> <p>川崎市川崎区田町三一十四一十 TEL〇四四一〇二八八一五〇三六</p> <p>所長 赤川謙司</p>	<p>横浜市港北区新横浜二一一一 トランク総合会館</p> <p>川崎市川崎区矢上十五一五 TEL〇四四一五七八一〇四八一</p> <p>代表取締役 関口晴雄</p>